

築上町告示第15号

平成21年第1回築上町議会定例会を次のとおり招集する

平成21年2月24日

築上町長 新川 久三

1 期 日 平成21年3月6日

2 場 所 築上町議会議場

開会日に応招した議員

首藤萬壽美君	塩田 文男君
工藤 久司君	塩田 昌生君
田原 宗憲君	丸山 年弘君
西畑イツミ君	西口 周治君
有永 義正君	田村 兼光君
成吉 暲奎君	吉元 成一君
岡田 信英君	武道 修司君
平野 力範君	中島 英夫君
繁永 隆治君	田原 親君
信田 博見君	宮下 久雄君

3月9日に応招した議員

3月10日に応招した議員

3月11日に応招した議員

3月19日に応招した議員

応招しなかった議員



平成21年 第1回 築上町議会定例会会議録（第1日）

平成21年3月6日（金曜日）

議事日程（第1号）

平成21年3月6日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 議長の報告
- ・提出された案件等の報告
- 日程第4 議案第4号 専決処分について（平成20年度築上町一般会計補正予算（第10号）について）
- 日程第5 議案第5号 平成20年度築上町一般会計補正予算（第11号）について
- 日程第6 議案第6号 平成20年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第7 議案第7号 平成20年度築上町水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第8 議案第8号 平成21年度築上町一般会計予算について
- 日程第9 議案第9号 平成21年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第10 議案第10号 平成21年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について
- 日程第11 議案第11号 平成21年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について
- 日程第12 議案第12号 平成21年度築上町霊園事業特別会計予算について
- 日程第13 議案第13号 平成21年度築上町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第14 議案第14号 平成21年度築上町老人保健特別会計予算について
- 日程第15 議案第15号 平成21年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第16 議案第16号 平成21年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第17 議案第17号 平成21年度築上町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第18 議案第18号 平成21年度築上町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第19 議案第19号 平成21年度築上町水道事業会計予算について
- 日程第20 議案第20号 築上町高齢者等福祉推進基金条例の制定について

- 日程第21 議案第21号 築上町学校施設耐震診断基金条例の制定について
- 日程第22 議案第22号 築上町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第23号 築上町芸術・文化振興基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第24号 築上町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第25号 築上町営学校プール条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第26号 築上町同和地区共同利用祭壇利用条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第27号 築上町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第28号 福岡県自治振興組合の共同処理する事務の変更及び福岡県自治振興組合規約の変更について
- 日程第29 議案第29号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第30 議案第30号 工事請負契約の締結について
- 日程第31 議案第31号 築上町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第32 議案第32号 築上町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第33 議案第33号 築上町固定資産評価審査委員会委員の選任について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
  - 議長の報告
    - ・提出された案件等の報告
- 日程第 4 議案第 4号 専決処分について（平成20年度築上町一般会計補正予算（第10号）について）
- 日程第 5 議案第 5号 平成20年度築上町一般会計補正予算（第11号）について
- 日程第 6 議案第 6号 平成20年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第 7 議案第 7号 平成20年度築上町水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第 8 議案第 8号 平成21年度築上町一般会計予算について
- 日程第 9 議案第 9号 平成21年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第10 議案第10号 平成21年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について

- 日程第11 議案第11号 平成21年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について
- 日程第12 議案第12号 平成21年度築上町霊園事業特別会計予算について
- 日程第13 議案第13号 平成21年度築上町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第14 議案第14号 平成21年度築上町老人保健特別会計予算について
- 日程第15 議案第15号 平成21年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第16 議案第16号 平成21年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第17 議案第17号 平成21年度築上町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第18 議案第18号 平成21年度築上町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第19 議案第19号 平成21年度築上町水道事業会計予算について
- 日程第20 議案第20号 築上町高齢者等福祉推進基金条例の制定について
- 日程第21 議案第21号 築上町学校施設耐震診断基金条例の制定について
- 日程第22 議案第22号 築上町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第23号 築上町芸術・文化振興基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第24号 築上町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第25号 築上町営学校プール条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第26号 築上町同和地区共同利用祭壇利用条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第27号 築上町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第28号 福岡県自治振興組合の共同処理する事務の変更及び福岡県自治振興組合規約の変更について
- 日程第29 議案第29号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第30 議案第30号 工事請負契約の締結について
- 日程第31 議案第31号 築上町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第32 議案第32号 築上町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第33 議案第33号 築上町固定資産評価審査委員会委員の選任について

出席議員（19名）

- |    |        |    |        |
|----|--------|----|--------|
| 1番 | 首藤萬壽美君 | 2番 | 塩田 文男君 |
| 3番 | 工藤 久司君 | 4番 | 塩田 昌生君 |

5番 田原 宗憲君	6番 丸山 年弘君
7番 西畑イツミ君	8番 西口 周治君
9番 有永 義正君	10番 田村 兼光君
11番 成吉 暲奎君	12番 吉元 成一君
14番 武道 修司君	15番 平野 力範君
16番 中島 英夫君	17番 繁永 隆治君
18番 田原 親君	19番 信田 博見君
20番 宮下 久雄君	

欠席議員（1名）

13番 岡田 信英君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 江本偉久雄君                      主査 西畑 弥生君

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	新川 久三君	副町長 .....	八野 紘海君
会計管理者 .....	田原基代孝君	総務課長 .....	吉留 正敏君
教育長 .....	神 宗紀君	財政課長 .....	渡邊 義治君
企画振興課長 .....	加来 篤君	人権課長 .....	竹本 正君
住民課長 .....	遠久 隆生君	税務課長 .....	椎野 義寛君
福祉課長 .....	吉留 久雄君	建設課長 .....	内丸 好明君
産業課長 .....	中野 誠一君	上水道課長 .....	中嶋 澄廣君
下水道課長 .....	久保 澄雄君	会計課長 .....	川崎 道雄君
総合管理課長 .....	落合 泰平君	商工課長 .....	西村 好文君
環境課長 .....	出口 秀人君	農委事務局長 .....	後田 幸政君
学校教育課長 .....	中村 一治君	生涯学習課長 .....	吉田 一三君
審議官 .....	白川 義雄君		

午前10時00分開会

議長（成吉 暲奎君）（テープ中断）（ ）でありましたので、これを許します。町長、新川久三君。

町長（新川 久三君） 議員の皆さんにおかれましてはおはようございます。第1回定例会を招集いたしましたところ、1名の議員、欠席でございますけど、出席を賜りまして大変ありがとうございます。

さて、行政報告でございますけれども、12月議会から問題になっております空き缶の例の問題でございますけれども、きょう、本会議が終了後、町の考え方を厚生文教委員会のほうに御相談をしながら、最終的にその処理の仕方をとねえたいと、このように考えておる次第でございます。

それから、これもごみの関係でございますけれども、RDFということで固形燃料をつくって、今、セメント会社のほうに搬出をしておりますけれども、これの処理料、約1万5,000円ほどかかっておりますが、これを大牟田にありますリサイクル発電所のほうに引き受けてもらうということで4月1日から決定をいたしました。

そして単価は、先ほどトン当たりでございますけれども、1万5,000円が9,500円で引き取っていただけるということで、これが契約トン数が2,400トンということで、ほぼ大体全量という形になるかと思えます。これによります経費の節減、約1,200万から1,300万になるかと、このように考えておるところでございます。

そして次に、これは高速道路の関係でございますけれども、この築上町にインターチェンジが3つできます。椎田南、椎田インター、そして築城インターと。3カ所とも地元のいわゆる協議を終えまして、設計の測量設計と入るところで調印式を無事済ませたところでございます。今後は、地元の御協力をいただきながらスムーズに進めていくということになるかと思えます。

それから、水業企業団の問題でも、これは大分新聞をにぎわしたわけでございますけれども、2月の18日に企業団の議会がございまして、一応、伊良原ダムのいわゆる設計変更の額、これが当初585億でございましたけれども、これを678億にするということで、事業費については93億円の増額。そして、工期が平成23年の3月31日が平成30年の3月31日ということで、一応、議会のほう、全会一致で承認を得たところでございます。

吉富町の方の町長のほうからは、まだ、異論が出されておるという状況でございますけれども、吉富町の議会、全協を開いて全員、これは賛成だというふうなことで、吉富町の代表の議員さんから賛成討論があったところでございます。

なお、ちなみに本町の負担増は2,967万7,000円という負担増に、これはもう皆さんにも報告しておりましたけど、一応、正式にそうなる形になります。そして、なお、この負担金の半額は地方交付税で見ただけだと、このようになっておるところでございます。

それからもう一点は、広域行政の中で、中津市立病院がございます。これは広報にも書かせていただいておりますけれども、いわゆる定住圏の自立構想ということで、中津市が国のほうに申請をいたしまして、小児医療を広域でやるという1つの定住圏構想を申請して、国のほうが認めていただいております。

そういう形の中で、これも吉富町独自に何かやっておるようでございます。4月1日から、小児医療、県内と同じ扱いにするということでございますけれども、豊前、それから上毛、築上と3町は、一応、医療圏の中で6月1日をめどに、この小児医療については県内の医療機関と同じような扱いになるように、今、協議中でございます。多分6月1日からなるであろうということでございますので、御報告をいたしておきます。

それから、豊前広域環境衛生組合の議会がございましたけれども、今までし尿の、これは築城町のし尿の処理でございますけれども、約9,000万ほどかかっておりましたが、ことし、平成21年度から5,135万1,000円ということで負担金下がりました。

というのもこれは、従前、施設更新をしたときのいわゆる償還金がすべて終わったというようなことで、5,100万円ということで若干、大幅に下がってきたところでございます。

それから、緊急雇用対策会議というものをこれは2月の24日に立ち上げまして、副町長を本部長といたしまして、本町においても、いわゆるリストラに遭った方々の雇用対策を行っていくということで、国のほうも、これに対しての支援金もあるようでございまして、そういうことで対策をやっていくということで立ち上げたところでございます。

それから、もう一点は、今まで工事の入札、いろんな入札関係に町に債務がある方々は、一応、指名願を受け付けをしないという方針でございましたけれども、これ、検討いたしました。

じゃあ、どうして町の債権を入れる形をとればいいのかというふうなことで、そういう形の中で、そういう債務のある方々に話をしながら、納入計画をぴしゃっと立てていただくということで、この納入計画どおりに入っておれば指名願は受け付け、そして工事も参加し、そして、町の債権を町はとっていくこと、この工事の請け負い、それから物品の納入費から一部いただっていくこと、こういう方針をちょっとしたらどうだろうかということで、一応これ、平成21年度からちょっとやってみようというようなことで決定をして、この方向でいくように考えておるところでございます。

それから後、3月25日から2年に1回ということで、町政懇談会を行うようにしております、全自治会を対象ということで。そういうことで、今までの町の地区計画の問題、いろんな問題、それからそれぞれ自治会からの要望事項等々について、直接指導を交えながらやっていくというようなことで企画をしておるところでございます。

第1回定例会は、多くの議案がございますので、どうぞよろしく審議をしていただくようお願い

い申し上げまして御報告にかえさせていただきたいと思いを。

議長（成吉 暉奎君） これで行政報告が終わりました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

#### 日程第1．会議録署名議員の指名

議長（成吉 暉奎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、3番、工藤久司議員、4番、塩田昌生議員を指名いたします。

#### 日程第2．会期の決定

議長（成吉 暉奎君） 日程第2、会期の決定について議題とします。

議会運営委員長の報告を求めます。宮下委員長。

議会運営委員長（宮下 久雄君） 議会運営委員会の報告をいたします。

3月2日、議会運営委員会を開催し、お手元に配付の日程案のとおり決定をいたしました。

3月6日の本日は、本会議で議案の上程、なお、専決処分、人事案件は本日即決することとして協議をしました。

3月7日から8日までを考案日とします。

3月9日月曜日は、本会議で議案に対する質疑、委員会付託を行います。

3月10日は、本会議で一般質問とし、3月11日は、一般質問の予備日といたします。なお、一般質問の予備日を使用しない場合は休会といたします。

3月12日は、休会で厚生文教常任委員会といたします。

3月13日は、休会で午後から産業建設常任委員会を行います。

3月14日、15日は、休会といたします。

3月16日月曜日は、休会で総務常任委員会といたします。

3月17日、18日は、休会で委員会予備日といたします。

なお、委員会審議については、所管の議案審議、所管の義務質疑、所管外の議案質疑とし、一般行政事務関連については一般質問でお願いをいたします。

3月19日木曜日は、本会議で委員長報告、質疑、討論、採決であります。なお、一般質問の受け付け、締め切りは、本日午後3時までといたしますので、時間厳守でお願いをいたします。

以上、会期は本日から3月19日までの14日とすることが適当だと決定をいたしましたので、御報告いたします。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

お諮りします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日6日から3月19日までの14日間と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月19日までの14日間に決定いたしました。

### 日程第3．諸般の報告

議長（成吉 暲奎君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

お手元に配付しておりますように、議案は第4号ほか32件であります。また、例月出納検査報告が配付のとおり提出されておりますので、御報告いたします。

議事に入ります。

お諮りします。日程第4、議案第4号の専決処分、平成20年度築上町一般会計補正予算（第10号）についてを会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略し、本日即決したいと思いますが、御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号は委員会付託を省略し、本日即決することに決定をいたしました。

### 日程第4．議案第4号

議長（成吉 暲奎君） 日程第4、議案第4号専決処分について、平成20年度築上町一般会計補正予算（第10号）についてを議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。渡邊財政課長。

財政課長（渡邊 義治君） 議案第4号専決処分について、平成20年度築上町一般会計補正予算（第10号）について、平成21年2月4日付で専決処分をしたので承認を求める。平成21年3月6日提出、築上町長新川久三。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第4号は、一般会計補正予算（第10号）の専決処分でございます。

この専決処分は、築城小学校プールの改築を既に入札を行ってやっておりますが、工期的な問題で九州防衛局との協議によって、一応、繰り越しが承認されました。そういうことで、

6,084万1,000円の予算案を平成21年度に繰り越して使うということで専決処分をさせていただきます。どうぞよろしく御採択をお願い申し上げます。

議長（成吉 暲奎君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第4号について採決を行います。議案第4号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

#### 日程第5．議案第5号

#### 日程第6．議案第6号

#### 日程第7．議案第7号

議長（成吉 暲奎君） お諮りします。日程第5、議案第5号の平成20年度築上町一般会計補正予算（第11号）から日程第7、議案第7号の平成20年度築上町水道事業会計補正予算（第3号）についてまでを一括上程したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号から議案第7号までを一括上程することに決定いたしました。

日程第5、議案第5号の平成20年度築上町一般会計補正予算（第11号）から、日程第7、議案第7号の平成20年度築上町水道事業会計補正予算（第3号）についてまでを一括議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。渡邊財政課長。

財政課長（渡邊 義治君） 議案第5号平成20年度築上町一般会計補正予算（第11号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成20年度築上町一般会計補正予算（第11号）を別紙のとおり提出する。

議案第6号平成20年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成20年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第

4号)を別紙のとおり提出する。

議案第7号平成20年度築上町水道事業会計補正予算(第3号)について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成20年度築上町水道事業会計補正予算(第3号)を別紙のとおり提出する。平成21年3月6日、築上町長新川久三。

議長(成吉 暲奎君) 御苦労さんです。新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第5号は、築上町一般会計補正予算(第11号)でございますけれども、これは主なものは、国の第2次補正予算の景気対策事業ということで、地域活性化・生活対策臨時交付金事業ということで2億6,290万4,000円をいただくようになっています。

それとまた、別途また定額給付金給付事業費という、これがいわゆる定額給付金でございますけれども3億5,024万円、一応支給があるわけでございます。それからまた、子育て応援特別手当支給事業費、これが1,097万2,000円と、そしてあと基金費7,100万円を増額するものでございます。

基金については、再編交付金のいわゆるお金が少し余るというふうなことで、高齢者等福祉推進基金とそれから学校施設耐震基金の2つを造成して、今後、これらにそれぞれ3,000万と3,628万4,000円ということで積み立てをしておくものでございます。どうぞよろしく御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、議案第6号は、平成20年度の築上町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)でございますけれども、こちらの主なものは、療養給付費の負担金の減額、それから一般被保険者療養給付費等の減額及び一般被保険者と高額療養費の増額ということでございます。

ちょっと最終的な予算調整というようなことで、どうぞよろしく提案させていただくもので、よろしく御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第7号平成20年度築上町水道事業会計補正予算(第3号)についてでございますけれども、この内容につきましても、米軍再編関連特別事業ということで水道の工事をするようにしておりますが、これの委託料の減額というようなことでございます。よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

以上です。

議長(成吉 暲奎君) 御苦労さんでございました。

日程第8．議案第8号

日程第9．議案第9号

日程第10．議案第10号

日程第11．議案第11号

日程第 12 . 議案第 12 号

日程第 13 . 議案第 13 号

日程第 14 . 議案第 14 号

日程第 15 . 議案第 15 号

日程第 16 . 議案第 16 号

日程第 17 . 議案第 17 号

日程第 18 . 議案第 18 号

日程第 19 . 議案第 19 号

議長（成吉 暲奎君） お諮りします。日程第 8、議案第 8 号の平成 21 年度築上町一般会計予算についてから、日程第 19、議案第 19 号の平成 21 年度築上町水道事業会計予算についてまでを一括上程したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第 8 号から議案第 19 号までを一括上程することに決定いたしました。

日程第 8、議案第 8 号の平成 21 年度築上町一般会計予算についてから、日程第 19 の議案第 19 号平成 21 年度築上町水道事業会計予算についてまでを一括議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。渡邊財政課長。

財政課長（渡邊 義治君） 議案第 8 号平成 21 年度築上町一般会計予算について、地方自治法第 211 条第 1 項の規定により、平成 21 年度築上町一般会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第 9 号平成 21 年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、地方自治法第 211 条第 1 項の規定により、平成 21 年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第 10 号平成 21 年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について、地方自治法第 211 条第 1 項の規定により、平成 21 年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第 11 号平成 21 年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について、地方自治法第 211 条第 1 項の規定により、平成 21 年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第 12 号平成 21 年度築上町霊園事業特別会計予算について、地方自治法第 211 条第 1 項の規定により、平成 21 年度築上町霊園事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第 13 号平成 21 年度築上町国民健康保険特別会計予算について、地方自治法第 211 条第 1 項の規定により、平成 21 年度築上町国民健康保険特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第14号平成21年度築上町老人保健特別会計予算について、地方自治法第211条第1項の規定により、平成21年度築上町老人保健特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第15号平成21年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について、地方自治法第211条第1項の規定により、平成21年度築上町後期高齢者医療特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第16号平成21年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について、地方自治法第211条第1項の規定により、平成21年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第17号平成21年度築上町農業集落排水事業特別会計予算について、地方自治法第211条第1項の規定により、平成21年度築上町農業集落排水事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第18号平成21年度築上町簡易水道事業特別会計予算について、地方自治法第211条第1項の規定により、平成21年度築上町簡易水道事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第19号平成21年度築上町水道事業会計予算について、地方公営企業法第24第2項の規定により、平成21年度築上町水道事業会計予算を別紙のとおり提出する。平成21年3月6日、築上町長新川久三。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。新川久三町長。

町長（新川 久三君） 議案第8号は、平成21年度築上町一般会計予算についてでございます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億83万2,000円と定めるものでございます。また、債務負担行為が2件設定をしておるところでございます。また、一時借入金の限度額を10億円と定めるものでございます。前年度の当初予算と比較いたしますと6億1,339万5,000円、一応多い予算となっております。率といたしましては7.2%の増ということで、特に基本的には、米軍再編の事業、それから基地の調整交付金事業等々を目いっぱい組ませせて、いわゆる前倒しの形で組ませさせていただいております。

あと、ちょっと歳入面を少し説明いたしますと、町税は16億586万5,000円、一応組ませさせていただいております。前年比にすれば、約7,000万ほど少なく見積もりをいたしております。率にすれば4.2%の減と。それから、もろもろの地方譲与税、これについても、これは1億1,185万6,000円という見積もりをいたしております。これも933万2,000円ということで、7.7%の昨年比減でございます。地方交付税、これは36億1,830万8,000円ということで、これは地方 これ税収の伸びがない減少ということで、地方交付税、少し余計組ませさせていただいております、4,000万ほど多く見積もっております、1.1%増と。

それから、あと分担金及び負担金ということで、これはいろんなございますが、これは大体去年並みというようなことで、保育料とかいろんな形ございますけど、そういうことで組ませていただく。

それから、国・県支出金12億4,900万ほど今年度組ませていただいております。これは1億9,000万ほど昨年より多く、一応組んでおるところです。率にいたしますと17.9%と。

それから、あと繰入金ということで、これは財政調整基金の基金繰入金という形、それから減債基金からでございますけれども4億9,396万7,000円ということで、これは昨年より約5,000万ほど少なく一応繰り入れる形で、率はマイナスの9.1%と、このような組み方でさせている。

それからあと、町債は、これは10億2,090万円ということで、いわゆる町の借金でございますけれども、去年よりは5億4,560万多く借金をしようと。この借金の内容でございますけれども、これは合併のたまものでございますけれど、合併特例債というもので火葬場建設を約6億以上、ちょっとかけて行っておりますけれども、この財源が合併特例債と、これが合併のいわゆる目玉でございますし、そういうことで、これは何回も申しますけれども、総事業費の95%を貸していただけると、そして返すときには元金の返還額の7割は国のほうで交付税で見ただけというふうなことで、実質上は約65%ぐらいのいわゆる国庫の負担金という形になろうかと思えます。

歳出の主なものは、先ほど申しましたように、歳入で申しましたように火葬場の建設費、これが5億1,600万ほど組ませていただいている。

それから、米軍再編の交付金事業ということで、これはもろもろの事業でございますけれど、8,700万ほど一応組ませていただいております、若干、まだ余分を一応留保しているところでございます。

それから、基地周辺の調整交付金事業、これは1億7,900万ということで、ほぼ目いっぱい組ませていただいております。それから、公共下水道の事業基本設計費ということで3,730万、それから辺地対策ということで2,600万。

それから、あと一番負担金ということで非常に大きいのが、介護保険の広域連合への負担金、それと後期高齢者の医療療養給付費の負担金ということで、両方とも介護保険のほうが2億6,400万、それから後期高齢者医療療養給付費負担金、これが2億7,000万ということで、非常に大きな負担金のウエートになっております。それから、京築広域圏の消防でございますけれど、この負担金も2億7,000万ということで、非常にこれらの負担金が大きいのしかかってきておるところでございます。

それから、町債の償還にかかる公債費は17億132万3,000円ということで、去年より

は借金を返すのは7,200万ほど少なくなっていると、こうしたことで予算を計上させていただいておるところでございます。

なお、今、非常にやっぱり町財政厳しいものがございます。今、景気の沈滞ということもございますし、しかし、行財政改革も少しずつ進展をいたして、大体経常収支比率、それから公債費の比率の減少というようなことで、少しずつ努力のかけがあるんじゃないかなと、このような形で数字的には出てきておるところでございますし、この一般会計の基本的な組み方はそういうところでございます。どうぞよろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

次に、平成21年度の築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算、議案第9号でございますけれども、本予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,269万円と定め、一時借入金の最高額を4億と定めるものでございます。

歳出の主なものは、これはいわゆる国への返還金1,141万3,000円、それから総務管理費で85万9,000円ということでございます。それから、貸付金の元利収入が917万7,000円というふうな形になっております。

なお、この会計も非常に厳しいということで、ちょっと先ほど行政報告でも申し上げましたけれども、何とか債権回収をという形で、一応、建設事業それから物品の納入という形の中で、誓約書を入れてきちんと誓約どおり入れておる方については契約をしていながら、また、物品納入には、また契約金の支払い時には、少しずつ追加分を入れていただくこと、こういう方針に至ったということで御理解をさせていただきたいと思い、よろしく御審議、御採択をいただきますようお願い申し上げます。

次に、議案第10号平成21年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算についてでございますが、本予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ288万9,000円と定めるものでございます。

平成21年度の貸付予定は、新規が9名（大学生2名、短大生3名、高校生4名）で計画しており、貸付金としては216万円を計上しておるところでございます。よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第11号平成21年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算についてでございます。

本予算は、歳入歳出の予算総額をそれぞれ438万1,000円と定めるものでございます。本会計は、既貸付金の返済回収業務を行っているものでございます。貸付金の元利収入437万8,000円、それから事務費、それから一般会計の繰出金は、これはもうゼロでございます。よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第12号平成21年度築上町霊園事業特別会計予算についてでございます。

本予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ627万円と定めるものでございます。また、一時

借入金の最高額を100万円と定めるものでございます。

平成21年度の販売計画は、中区画1、小区画3を見込み予算計上させていただいているところでございます。歳入は、使用料及び手数料、それから事務費及び一般会計へ繰り出すための基金繰入金372万2,000円がこれが主なものでございます。歳出としては、一般管理費として326万8,000円、それから一般会計繰出金、これを300万、一応、計上させていただいております。よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第13号平成21年度築上町国民健康保険特別会計予算についてでございます。

本予算は、歳入歳出予算総額をそれぞれ27億4,351万1,000円と定め、一時借入金の最高限度額を3億円と定めるものでございます。全般的には医療費が増加しており、医療費総額を前年度比で4%増で計上しております。老人保健拠出金が、これは減額の6,625万8,000円ということになっております。予算総額では4,311万8,000円昨年よりふえて、1.6%増というようなことになっております。

歳入の主なものは、国民健康保険税が5億2,270万4,000円、それから国庫支出金7億4,335万3,000円、それから療養給付費等交付金が1億2,099万7,000円、前期高齢者の交付金7億992万2,000円と、それから県の支出金1億7,205万5,000円と、共同事業交付金2億7,856万9,000円、それから一般会計の繰入金ということで、これはもう人件費相当分でございますけれども、1億9,460万3,000円ということになっております。

この国民健康保険は、合併後3カ年は、築城町は築城町の課税方式、それから椎田町は椎田町の課税方式ということで、それぞれの給付費とそれから税金を決めておりましたけれども、平成21年度からは不均一課税をなくしまして、課税方式としては固定資産税割をなくした形で築城町の方式で一応課税をするということで、合併協議のときに協議がされておりますので、一応4年目になりますので、ことし平成21年度の課税については均一課税というようなことになるわけでございます。

今、所得の算出等々が出ておりません。今からの申告によって所得の算出が出てくるということで、6月の時点ではっきりある程度のいわゆる所得割とか、そういう率の分は出てくるわけでございます。あと、運営協議会を得ながら、このいわゆる課税方式を決定していきたいと、このように考えておるところでございます。よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第14号平成21年度築上町老人保健特別会計予算でございますけれども、本予算は、歳入歳出予算総額をそれぞれ3,270万と定め、一時借入金の最高額を2万円と定めるものでございます。老人保健事業は、平成20年4月から後期高齢者医療制度が創設されたために廃止されますが、2年間の申請時効等がございます。そういう形の中でこの予算は残さなければ

いけないというふうなことで、いわゆる将来的には、もうこの特別会計はなくすわけでございますけれども、あと事務の精算事務等々のために必要なわけでございます。よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第15号平成21年度築上町後期高齢者医療特別会計予算でございます。

本予算は、歳入歳出予算総額をそれぞれ2億7,383万5,000円と定めるものでございます。この特別会計は、後期高齢者医療の保険料を徴収し、後期高齢者医療広域連合への納付金を納付するための会計でございます。

歳入の主なものは、保険料1億9,046万9,000円、一般会計からの繰入金8,332万8,000円となっております。歳出の主なものは総務費が894万3,000円、後期高齢者医療広域連合への納付金が2億6,319万円となっております。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第16号平成21年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算についてでございます。

本予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億7,927万7,000円と定め、一時借入金の最高額を2億円と定めるものでございます。

歳入の主なものは、下水道収益として下水道使用料、営業収益が2,370万1,000円、それから、一般会計からの補助金で2,957万5,000円ということになって、それからあと資本的収入として受益者分担金が2,011万6,000円、それから事業の国庫補助金1億円、県費補助金が200万円、一般会計からの事業費補助金6,268万3,000円、町債ということで、一応、事業を行うための起債事業を起こしますが、1億4,120万円ということでございます。この特定環境事業、非常にまだ期間が要するようでございますけれども、築城地区の下水道の事業でございます。

なお、今年度の管渠布設は約2,500メートルを計画しているところでございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第17号平成21年度築上町農業集落排水事業特別会計予算についてでございます。

本予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億9,009万5,000円と定め、一時借入金の最高額を2億5,000万円と定めるものでございます。

歳入の主なものは、下水道事業収益として下水道使用料の営業収益4,481万1,000円、それから一般会計の補助金、営業外収益ということで4,815万6,000円、資本的収入といたしましては、受益者の分担金が950万円、県補助金が1億4,000万、それから一般会計補助金7,762万6,000円、これ町債が1億7,000万円ということになっております。これはいわゆる旧椎田町の西高塚の下水処理場、それから八津田、東高塚地区の下水処理場、下

水のそれから現在、葛城地区で下水の建設事業を行っておりますが、これらの経費でございます。

なお、今年度下水道の管渠の布設事業は3,900メートルを計画をしております。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第18号平成21年度築上町簡易水道事業特別会計予算についてでございます。

本予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,356万8,000円と定め、一時借入金の最高額を5,000万円と定めるものでございます。昨年度と比較いたしますと1,185万3,000円の増でございます。これは町債の償還がふえたことが主因でございます。

本事業は、旧築城町の水道事業の事業費でございます。なお、水道事業費、非常になかなか未収金が多ございまして、築城町も昨年より、一応3カ月水道料金を滞納すれば給水停止というふうな措置をとるようにいたしましたら、大分収納率が上がってきておるとこの状況でございます。よろしく御審議の上、御採択をいただきますようお願い申し上げます。

次に、議案第19号平成21年度築上町水道事業会計予算についてでございますが、本案は、これは企業会計でございます。業務の予定量と収益的、それから資本的収支額、それから一時借入金の借入限度額を2億円と定めるものでございます。

具体的な内容は、第3条の予算の収益的収入及び支出、水道事業収益が2億4,668万3,000円、主なものは給水収益が2億4,360万、受託工事収益40万、加入金が252万円と。支出の費用は2億3,013万7,000円ということでございます。受水のいわゆるこれ、受水費が6,124万4,000円、それから動力費等々がこれが3,200万ですか、それから受託工事費40万、人件費が1,446万9,000円、企業債の支払い3,400万ということでございます。

それから、あと、これは資本的の形の部分でございますけれど、米軍再編関連特別国庫補助金1億8,270万8,000円を高塚の水源地の建設改良工事に充てるようにしておるところでございます。

そして、ちょっと冒頭報告すればよかったんですけども、水道企業団からの受水が、今まではトン188円でございますけれども、4月1日から10円下げて、これは178円になるということになりますので、ちょっと御報告をいたしておきたいと思っております。

そういうことで、水道企業、まあ何とか円滑にいておるところで、会計は円滑にいておるところでございますので、よろしく御審議の上、御採択をいただきますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

日程第20．議案第20号

日程第 2 1 . 議案第 2 1 号

日程第 2 2 . 議案第 2 2 号

日程第 2 3 . 議案第 2 3 号

日程第 2 4 . 議案第 2 4 号

日程第 2 5 . 議案第 2 5 号

日程第 2 6 . 議案第 2 6 号

日程第 2 7 . 議案第 2 7 号

議長（成吉 暲奎君） お諮りします。日程第 2 0、議案第 2 0 号の築上町高齢者等福祉推進基金条例の制定についてから、日程第 2 7、議案第 2 7 号の築上町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括上程としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第 2 0 号から議案第 2 7 号までを一括上程することに決定いたしました。

日程第 2 0、議案第 2 0 号の築上町高齢者等福祉推進基金条例の制定についてから、日程第 2 7、議案第 2 7 号の築上町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括上程議題とします。

職員の朗読に続いて提案理由の説明を求めます。吉留総務課長。

総務課長（吉留 正敏君） 議案第 2 0 号築上町高齢者等福祉推進基金条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第 2 1 号築上町学校施設耐震診断基金条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第 2 2 号築上町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第 2 3 号築上町芸術・文化振興基金条例の一部を改正する条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第 2 4 号築上町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第 2 5 号築上町営学校プール条例の一部を改正する条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第 2 6 号築上町同和地区共同利用祭壇利用条例の一部を改正する条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第 2 7 号築上町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、表記の条例案

を別紙のとおり提出する。平成21年3月6日、築上町長新川久三。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでした。

新川久三町長。

町長（新川 久三君） 議案第20号は、築上町高齢者等福祉推進基金条例の制定でございます。

本案は、米軍のいわゆる再編交付金事業といたしまして、高齢者等に貸与する緊急通報装置新規分の設置をするために基金を設けて、一応、これを弾力的に使えるようにというようなことで積み立てておく形で基金条例を制定するものでございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第21号築上町学校施設耐震診断基金条例の制定についてでございますけれども、本案も、これは米軍再編の関係で一応、積立基金をつかって積み立て、耐震調査を逐次やっていくというようなことで、この基金をつくるための条例でございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

議案第22号は、築上町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、統計法が一応、全面改正されまして4月1日から施行されます。この引用されている部分の改正が必要となります。これが本条例案の提出理由でございます。よろしく御審議をいただき、御採択をいただきますようお願い申し上げます。

次に、議案第23号築上町芸術・文化振興基金条例の一部を改正する条例の制定でございます。

本条例も、平成19年度に米軍再編でこの基金条例をつくりましたが、この第6条の基金の対象範囲を次のように定めるということで、文化会館自主事業、町民主催事業、神楽・民族芸能祭事業、その他町長が認めるときと4項目が定めてありますが、これに町の事業主体となるイベント等芸術関係の公演等のものも対象にするというふうに1項を追加するものでございます。よろしく御審議をいただき、御採択をいただきますようお願い申し上げます。

次に、議案第24号築上町体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

現在まで、町立築城小学校、上城井小学校、下城井小学校に隣接して設置されている築城町民プールは、現在、施設の老朽化により使用ができない状態であります。下城井、上城井町民プールは、町民プールとしてプール水質管理や施設の維持管理を行っておるところでございます。

プールの使用は、開設時期前の6月から7月の隣接する小学校においてプール水の水質管理が施されて、当該小学校児童が水泳教室の授業としてプールを使用している現況でございます。

前述のとき、学校が授業で使用する以外の7月中旬から8月末までの夏休みの間は、町民プールとして開設され、プールの水質管理並びに施設管理を行っていますが、この間の利用者数は施設の事前利用予約の学童保育の利用以外は少人数の利用であると。

このような中で、施設の使用される期間全体から学校のプールとして利用頻度が大きく、使用

中止の施設を含め前記3施設を築上町営学校プール条例に移行するものでございます。よろしく御審議をいただき、御採択お願い申し上げます。そこまでやな、ああ、もう一個か。

議案第25号は、築上町営学校プール条例の一部を改正する条例の制定についてでございますけれども、前条例に関係するものでございます。町立築城上城井、下城井小学校の隣接し、設置されておるプールをこの条例に基づいて管理する必要があるんで、一応、この条例を提出するものでございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

それから、議案第26号は、築上町同和地区共同利用祭壇利用条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、現在、祭壇貸出業務の委託料が3万5,000円となっております。使用料が3万円となっており、これを統一して5,000円引き上げて使用料を3万5,000円とする条例でございます。よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

それから、議案第27号築上町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定ということでございますけれども、本町の道路占用料につきましては、道路法施行令をもとに設定されております。本案は、平成20年4月1日に同施行令が改正されまして、国道等における道路占用料が改定され、本町においてもこれを準用して改正するものでございます。よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

#### 日程第28．議案第28号

#### 日程第29．議案第29号

議長（成吉 暲奎君） お諮りします。日程第28、議案第28号の福岡県自治振興組合の共同処理する事務の変更及び福岡県自治振興組規約の変更についてと、日程第29、議案第29号の福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組規約の変更については、築上町が加入している組規約の変更であり、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略し、本日即決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第28号と議案第29号は委員会付託を省略し、本日即決することに決定いたしました。

日程第28、議案第28号福岡県自治振興組合の共同処理する事務の変更及び福岡県自治振興組規約の変更についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。吉留総務課長。

総務課長（吉留 正敏君） 議案第28号福岡県自治振興組合の共同処理する事務の変更及び福岡県自治振興組合同規約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、福岡県自治振興組合の共同処理する事務を変更し、福岡県自治振興組合同規約を別紙のとおり変更する。平成21年3月6日提出、築上町長新川久三。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでした。新川久三町長。

町長（新川 久三君） 議案第28号は、福岡県自治振興組合の共同処理する事務の変更及び福岡県自治振興組合同規約の変更でございますが、自治振興組合において、公文書館法に規定する公文書館の設置がされております。ここで、この公文書館に関するところが振興組合のほうから一応変えるということの提出があつておるところでございます。本議会の承認が必要ということとでよろしくお願い申し上げます。

議長（成吉 暲奎君） では、第28号をやっていきます。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。西畑議員。

議員（7番 西畑イツミ君） この福岡県自治振興組合同規約の一部を改正する規約の中の第4条第2号の中、済みません5でした。（5）の中の「歴史資料として重要な市町村の公文書等の保存及び供用並びに公文書館の設置及び管理運営に関すること」って書かれておりますが、この設置をする場合は財源がどうなるのかを。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） この分については、負担金等々が出てくると思います。具体的にはまだ私も聞いておりませんが、一応、こういう公文書館出ると、できるというので（「担当課長」と呼ぶ者あり）、じゃあ、担当課長から。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

総務課長（吉留 正敏君） この件につきましては、福岡県とそれから政令市を除く県内の全市町村が共同で実施主体となって公文書館を設置するということになっておりますが、市町村の自主的な負担金はゼロというふうに聞いております。ございません。ゼロです。

議長（成吉 暲奎君） よろしいですか。

議員（7番 西畑イツミ君） わかりました。

議長（成吉 暲奎君） ほかにございませんか。平野議員。

議員（15番 平野 力範君） 今の関連ですが、歴史資料として重要な市町村の公文書の保存という部分がありますので、当該、うちの町の資料としてどういうものが想定されるのか、わかれば教えてください。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

総務課長（吉留 正敏君） 対象の資料につきましては、県と市町村が現在、保有している公文書のうち、いわゆるそれぞれの規定に基づきまして保存期限が切れた公文書について、そのリストを公文書館のほうに送って、公文書館のほうで保存に値する資料かどうかを判断した上で、そちらのほうで保存をしていくということになります。

ただ、町の管理から離れてまいりますけれども、町のほうが後日、その資料を必要となった場合は、公文書館のほうからそれをまた借り受けて使用するということが可能というふうに聞いております。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） それじゃ、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第 28 号について採決を行います。議案第 28 号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第 28 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 29、議案第 29 号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更についてを議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。吉留総務課長。

総務課長（吉留 正敏君） 議案第 29 号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、平成 21 年 3 月 31 日限り、福岡県市町村職員退職手当組合から福岡県南広域消防組合、老人ホーム八媛苑組合及び大野城大宰府環境施設組合を脱退させ、平成 21 年 4 月 1 日から福岡県市町村職員退職手当組合に久留米広域市町村圏事務組合を加入させるとともに、福岡県市町村職員退職手当組合同約を別紙のとおり変更する。平成 21 年 3 月 6 日提出、築上町長新川久三。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第 29 号は、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団

体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更についてでございます。

本議案は、平成21年の3月31日限りで組合を解散する組合、それから4月1日現在で組合が発足して、一応、久留米地区大野城のほうでこういう形で再編がされるということで規約の改正が必要だということで、当方のほうに措置されておるところでございます。これも、本議会の議決が必要だということで、よろしくお願い申し上げます。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第29号について採決を行います。議案第29号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第29号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

#### 日程第30 議案第30号

議長（成吉 暲奎君） お諮りします。日程第30、議案第30号の工事請負契約の締結については小学校プールの案件であり、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略し、本日即決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第30号は委員会付託を省略し、本日即決することに決定いたしました。

日程第30、議案第30号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員の朗読について提案理由の説明を求めます。吉留総務課長。

総務課長（吉留 正敏君） 議案第30号工事請負契約の締結について、築城飛行場関連再編関連特別事業、築城小学校プール改築工事について次のように工事請負契約を締結するものとする。平成21年3月6日提出、築上町長新川久三。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第30号は、工事請負契約の締結についてでございます。工事請負

締結は、築城小学校プールの改築工事でございますが、平成21年の2月18日に、10社による指名競争入札を行いました。その結果、株式会社吉博組が消費税込みで6,226万5,000円で落札をいたしまして、一応、仮契約をいたしておるところでございます。よろしく御審議のほど御採択をお願い申し上げます。

議長（成吉 暲奎君） これより質疑を行います。質疑はありますか。西畑議員。

議員（7番 西畑イツミ君） 今回、なぜ指名競争入札、一般競争入札をしなかったのかということ、今回も辞退の方が5社ありますが、なぜ辞退者が出たのかを説明をお願いします。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 一般競争入札は1億を超えるということで、一応、町のほうで考えております。1億未満については指名競争入札と。辞退の理由はわかりません。

議長（成吉 暲奎君） よろしいですか。（発言する者あり）担当課長。

財政課長（渡邊 義治君） 辞退の理由でございますが、10社中の5社が辞退をされております。聞き取りっいいいますか、調査できる範囲で聞きとりをしたんですけども、1社が積算価格がちょっと合わないということ。それから、1社が技術者の配置予定者の確保ができないということです。同じく、主任技術者の確保ができないというのが2社ございました。そういうふうなことで、自社都合ということで、中身まではちょっと把握できておりませんが1社ございました。

以上でございます。

議長（成吉 暲奎君） よろしいですか。西畑議員。

議員（7番 西畑イツミ君） 辞退された方の今、理由をお聞きしたんですけど、技術者が確保できないとか、そういうことが理由になるんでしょうか。（発言する者あり）ああ、そうですか。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

財政課長（渡邊 義治君） 財政課、渡邊です。営業所を構えておりまして、各地でいろいろ公共工事、民間工事、いろいろ施工されておると思います。ただ、本町がこれを入札、指名をいたしましたけれども、そういった他者、他事業との絡みでなかなか配置ができないということはあることだと考えております。

議員（7番 西畑イツミ君） わかりました。

議長（成吉 暲奎君） 武道議員。

議員（14番 武道 修司君） 今の西畑さんの質問に関連することなんですが、この10社の選考方法というか、当然、選考委員会を開いて10社を決めたと思うんですが、どういうふうな基準でこの10社を選ばれたのか。

これ毎回、私言っているんですが、辞退者が2割、3割というのであれば、まだちょっと理解

できるんですが、今回もう50%、半分が辞退しているんです。選考の段階で、この選考自体に私はちょっとやっぱり問題あるんじゃないかというふうに思うんですが、どのような形での選考されたのかを教えていただきたいというふうに思います。

議長（成吉 暲奎君） よろしいですか。八野副町長。

副町長（八野 紘海君） これは、基本的には土木・建築分けられるんですけど、これは大きくは建築ということで、そして、これについては下請契約金額といいますか、プールですので、プールの部分が4,500万円以上あるということで、特定建設業許可を持っている業者ということで、を指名選考をいたしました。

そして今、10社のうち5社ということでございますけど、これについては今、我が町だけでもなく、全国的にやはり企業として採算が合うのか合わないのか、人員的にすべて現場に張りつかせなきゃいけないということで、やっぱり経費積算等々勘案しながら、今、指名については参加しているような形でございます。我が町有だけという傾向ではございません。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 武道議員。

議員（14番 武道 修司君） 今回だけとかいうのであれば、そういうこともあるのかなという感じはするんですけど、もうこの1、2年というか、もう毎回のようには辞退者が多いと。

で、全国的にそんなに公共工事があふれて手が回らないというふうには私は思えなないです。で、その企業のいろんな問題もあるんだろうとは思いますが、やっぱり選考の段階で、やはり辞退の出ないちゅうか、なるべく参加してもらって、やはりちゃんとした形での公平さになるような入札を行うべきではないかなというふうに思いますんで、これをどうこういってもどうしようもありませんが、今後、やっぱり辞退のないような業者の選考をお願いしたいというふうに思います。

議長（成吉 暲奎君） ほか。田村議員。

議員（10番 田村 兼光君） これはもう、たんびたんび、いつもこういうようなことがあるんよね。そうすると、いろんな人が質問すると、あんた方が幾らすばらしい答弁したって、なかなかやっぱりみんな本音で物を言わなくて、心の中では変に思うと思うんよ。

だからやっぱ、こういうことをもう半分も辞退するっちゅことになりゃ、しかも、ちょっと私を見るけど、築上町の業者やか、幾らか兄貴分らしい方々が、みんなこれ、辞退しちよるんよね。そこあたりはやっぱりいろんな業者、すばらしいとおおと思うんよ。それなのに、こういうことがたんびたんびあるっちゅことは、やっぱりあんまりよくない。

だから、こういうことがあったときには、指名を組みかえるとか、何とかしてやっぱ、そういうような大きな考えな気持ちでやらんと、あんたたちが幾らうまいぐあいに答弁したって、みんな

なはそういうぐあいにはとらんとします。

ほで、今後、やっぱりこういうことのないように、あんた方ももうこれプロじゃないかね。いつもいつもこういうことじゃいかんよ。そして、今後、こういうふうにした人は、やっぱりこれからなるべくなら、もう諮問委員に入れんようなこととして、そういうふうにやってもらわんとお互いみんなおもしろくない、そういうことです。

議長（成吉 暲奎君） 意見ですね。

ほかにございませんか。中島議員。

議員（16番 中島 英夫君） 私は、幾ら探しても結果表、出てきません。職員のほうに言っております。まあ、そりゃもうそれでいいんですけども、副議長言われましたように、やはり疑惑を招かないように指名は慎重にしていきたいと。

私見ますと、絶対に辞退するであろうと、あるいは入札は落札を絶対にしないであろうというような業者を入れておるわけですね。既に、大手業者でありますけれども、固有名詞は申しませんけれども、既に本町で工事をやっとなるわけですね。そういう人は、やはり業界の慣例・慣行というのがある、若干あると思うんですけども、そんな業者、絶対に落札はしないと思う、そういう業者。

それと、私は町長に言いたいのは、従来、町長も築上町の町長じゃない、椎田町の町長時代に、株価について100円を切ったらとか、まあ100円は別にして、株価、前、1株50円ということ考えた場合に、50円を切ったような業者を回避してきたというようなことがあったと思うんですね。

今回、やはり10何件とかいう、まあ20円、30円とかいうような業者を指名しておるのは、これはどういうことなのかなと。これは、町長一人やなくして、副町長が委員長ですから、財政担当課長あたり、それから当然の担当課長、これは渡邊財政課長であろうと思いますが、指名委員会がもう少し慎重に町長に議会から言われぬように、職員側が慎重に審議をして町長に起案を上げると、これはもう職員として当たり前のことだと思うんですね。

私は、もう別に町長に、とやかく言いたくないけれども、やはり職員側に、もう少し慎重に指名は組んでいただきたいと。吉博組が悪いって私は決して言っておるわけじゃないんですよ。それは間違わんでくださいよ。やはり指名を慎重に組んでいただきたいと、これ、副町長に強く言っておきます。

議長（成吉 暲奎君） 吉元議員。

議員（12番 吉元 成一君） 質問というよりもお願いとかそういう形に聞こえるような質問が多いんですけど、私は質問します。

今、副町長のほうから、今やからと思うとるんですけど、これ、特定建設業の許可を持たなけ

れば、この事業できなかった背景があると、こういうお答えがありました。議員の皆さんも、私もそのことを気にしている。

今聞いて、特定建設業とは何かということもわからない町民もいると思います。私のちょっと勉強した範囲では、特定建設業の許可を持っていないと、建築においては4,500万円以上を外注する、外に下請出すんですね、出さなければならぬ可能性のある工事については、特定建設業を持っていないと、許可を持っていないと入札に参加させることができないと、こういうような額しておりますが、その点、間違いはないと思うんですが、プール自体が4,500万、プールに関する事業が、まず、プール本体が4,500万もする事業やったら、7,500万ではちょっとこれ、図面とか見たら、僕、専門家やないんですけど、更衣室とかいろいろ考えて常識的に考えたら、7,500万で4,500万のプールに関する特別な仕事を下請に出さなければならぬような事業に値するのか、本当に、果たして値するのかということをお伺いしたいと。

それと、先ほど町長が西畑議員の質問に答えた中で、1億以上のものについては指名競争入札じゃない方法をとるといふ、そういう方針になっていましてと言いましたが、今後、町長、はっきり言うて、すべてにおいて1億以上については、公募型の一般競争入札が指名競争入札をしないという形を本当にとれるかと。

というのは、公募型とかすると、工期の関係とかでなかなか補助金を返還せないけんような工期割れしたりとか、あと3日で仕上げなさい。当然、1カ月かかるのに、それぐらいの形で、業者が責任とらんないかんような状態の形を出さなければいけない状況が出てくる可能性がある。

そういったことを考えたときに、たとえ1億以上であっても、やっぱり指名競争入札を使わなければならない状況がくりやせんかと、こういうふう思うんで、その点について、もう絶対1億以上は指名競争入札しないんだと、すごく言い切ること自体が、ちょっと果たしてそれが、まあ町民受けはいいですよ。でも、現実、担当者がそれでできるのかということが一点。

それと、今さっき言った特定建設業、もうはっきり言うて4,500万以上の、まあとにかく特定建設業の許可を持っておいたら、一般建設業の許可を持った業者よりもすぐれた技術を持っているという判断をとれば、これ何ら問題、特定を持ってなければできないというようにかからなかったとしても、このメンバーで入札したことについては不足はないんですけども。

この2つと、今後、やっぱり入札を、さも指名競争入札をすると悪いことをすりやせんかといううらえ方をされる可能性がありますんで、指名競争入札をしなければならぬ状況というのは、今後、出てくると思うんですよ、1億以上の仕事でも。そういったときも、絶対一遍、指名競争入札しないんだということを町長、言い切れるのかというのを町長に聞く。

それと、辞退者については、これはもう皆さん、ちょっと強力に言い過ぎですよ。辞退者、会社の事情があつて、指名願はその当初出すときに、受け付けのときに、まあ築上町の仕事も指名

に入れてくれたら頑張りますよという形で指名願を業者はどこにも経費をかけて出しておると思うんです。それ、指名組む組まんは、メンバー、構成は、点数とかいろいろランクにあって、指名委員会で検討して慎重にやったんだと思います。

しかし、現状として今日、辞退しなければならなかったという業者が5社いたことは事実だと。そのときに、やっぱりこれから指名委員会でもう一回、検討してもらって、副委員長が言われたように、半数も辞退者が出るような指名だったら考え直してほしいと。

それと、指名競争入札で、こういった工事で辞退出そうな、こういう大手さんは特に今、多いわけです。地場業者はほとんど辞退していませんよね。その大手さんに出さなければならないような事業については、やっぱり前もって辞退するところは出してもらえんかと。

例えば、技術者の配置ができないとか、そういう持論とかなるべく、御社の都合ですと、こう言うかもしれませんが、突然来て辞退したいじゃ、これはもうしょうがないと思います。そういう場合は、もうペナルティーで1年間指名入れないとか、そういう方法とるなりの前向きな検討をしていただきたいと思います、その点。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 1億円以上すべて一般競争入札かという質問でございますけど、吉元議員は、いろんな事情があったときに本当にするんかという形だろうと思うけど、ここんところは執行権の中で、ある程度、これはまた幅はあるような形、通常の場合は、私は一般競争入札という形で、ちょっと言葉足らずのところがあったけど、基本的には、一応、執行権の範疇でございますんで、これはその中で。しかし、基本的には原則はということで一般競争入札というようなことでお答えをしておきたい。

それから、それから指名の入札辞退ですか、これはやっぱり辞退者については、当分の間、次は指名しないと、私はそういう方向性も持っていないんじゃないかなと思っております、辞退したときは、それだけの力量がないんだという考え方も持たざるを得ないというようなことでございますんで、1回辞退があれば、とる、とらんは別にしても、私は出てきて入札に応札するんが本当ではないかなと思っております。

そういう、あと特定環境の分でございますけど、これは本当は特定と一般を分けてもよかったような気もするんですけど、基本的には防衛局との話もございまして、もう1本でいったというような話もございまして、そこんところは、今後検討しながら、地場に分割できるようなところは分割してもいいんじゃないかなと、このように考えております。

議長（成吉 暲奎君） 吉元議員。

議員（12番 吉元 成一君） 最後に1点だけ、まあ、そういうことでしたら、まだ町内にも特定の建設業の許可を持ってある業者がいる可能性もあると、こういうふうに思いますんで、一

般事業、町内業者に発注する工事については、俗に言われる、選挙で町長に協力したとか、していないとか、反対派だとか言われるような色分けをほぼしていないと思うんですが、今後もやっぱりそういった形で、特定の許可をとって努力している会社については、町長も、選挙絡みと思われるようなことが指摘されないような、やっぱり公平な指名の組み方をお願いしたいと思います。

これはもう答えんでいいです。

議長（成吉 暲奎君） ほかにございませんか。平野議員。

議員（15番 平野 力範君） 最低価格に近い価格で落札されておりますので、で本体が4,500万ということで1,500万しか残っていない状況なんで、建設課長にお伺いしたいんですけど、工期的にはFRPのプールということで、工期的にはどのくらいを予定しているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。建設課長。（発言する者あり）どちらですか。（「担当課長」と呼ぶ者あり）

学校教育課長（中村 一治君） 学校教育課長の中村です。工期的には、一応、4カ月という工期をとっていますが、4カ月をとっています。

議長（成吉 暲奎君） いいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第30号について採決を行います。議案第30号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第30号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第31．議案第31号

日程第32．議案第32号

日程第33．議案第33号

議長（成吉 暲奎君） お諮りします。日程第31、議案第31号の築上町固定資産評価審査委員会委員の選任についてから、日程第33、議案第33号の築上町固定資産評価審査委員会委員

の選任についてまでは、人事案件であり、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本日即決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、日程第31、議案第31号から、日程第33、議案第33号までは、委員会付託を省略し、本日即決することに決定いたしました。

お諮りします。議案第31号から議案第33号までは、人事案件であり、投票により同意の賛否等をしたいが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 日程第31、議案第31号の築上町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。吉留総務課長。

総務課長（吉留 正敏君） 議案第31号築上町固定資産評価審査委員会委員の選任について、築上町固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めます。平成21年3月6日提出、築上町長新川久三。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第31号は、築上町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

3年の任期が来まして、一応、委員さん、交代をしていただくというようなことで、3名とも新しい人ということをお願いをしております。

まず、第31号は、住所が築上町大字上ノ河内1031番地の1、上野時男氏、生年月日昭和24年11月22日、上野さんは、町の職員として税務課勤務が非常に長かったということ、固定資産に精通をしておられる方でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

総務課長（吉留 正敏君） 議長、よろしいですか。

議長（成吉 暲奎君） はい、どうぞ。

総務課長（吉留 正敏君） 上野氏の件につきまして、お手元の議案第31号の関連資料の中で、上野氏の生年月日を昭和24年11月22日とすべきところを昭和の「昭」が（ソウワ）というふうになっておりますので、訂正しておわびを申し上げます。本当に申しわけございませんでした。

議長（成吉 暲奎君） ただいま説明がありましたように、築上町固定資産評価審査委員会委員の選任について議会の同意を求めます。

本案は人事案件です。会議規則第82条の規定により、投票で同意、不同意を本日決定したいと思います。議場の出入り口を閉めてください。

〔議場閉鎖〕

議長（成吉 暲奎君） ただいまの出席議員は19人です。

次に、立ち会い人の指名を行います。会議規則第32条第2項の規定により、投票立会人に5番、田原宗憲議員、6番、丸山年弘議員を指名いたします。

では、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

議長（成吉 暲奎君） 念のため申し上げます。投票は無記名投票とします。任命に同意の方は同意に 印を、不同意の方は不同意に 印をつけてください。どちらとも判明しがたいものは、あるいは白票は不同意とみなします。

では、投票用紙を配付してください。

〔投票用紙配付〕

議長（成吉 暲奎君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） それでは記入してください。記入をしましたら順次投票してください。

〔議員投票〕

議長（成吉 暲奎君） 投票の漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで投票を終わります。

では、開票を行います。立ち会い人の方はお願いいたします。

〔開票〕

議長（成吉 暲奎君） それでは、投票の結果を報告いたします。投票総数18票、うち有効投票18票、無効投票ゼロ、有効投票のうち同意18票、不同意ゼロ票、よって、議案第31号の築上町固定資産評価審査委員会委員に上野時男氏を同意とすることに決定いたしました。

日程第32、議案第32号の築上町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。吉留総務課長。

総務課長（吉留 正敏君） 議案第32号築上町固定資産評価審査委員会委員の選任について、築上町固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めます。平成21年3月6日提出、築上町長新川久三。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第32号も同じく築上町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

対象者は、住所が築上町大字本庄2048番地の1、小野俊明氏、生年月日が昭和22年2月3日ということで、小野氏も築城町役場勤務で、そして最後は築上町合併いたしましてすぐに退職いたしまして、退職時は議会事務局長をしておったので、皆さん、多く知っておる方おられると思います。

一応、彼も税務課の仕事が非常にたけておるといようなことで、一応、選任をいたしたいということで議案としていたしました。よろしくお願いを申し上げます。

議長（成吉 暲奎君） ただいま説明がありましたように、築上町固定資産評価審査委員会委員の選任について議会の同意を求めるものであります。

ただいまの出席議員は19人です。次に立ち会い人の指名を行います。会議規則第32条第2項の規定により、投票立ち会い人に7番、西畑イツミ議員、8番、西口周治議員を指名いたします。

それでは、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

議長（成吉 暲奎君） 念のため申し上げます。投票は無記名投票とします。任命に同意の方は同意に 印を、不同意の方は不同意に 印をつけてください。どちらとも判明しがたいものは、あるいは白票は不同意とみなします。

では、投票用紙を配付してください。

〔投票用紙配付〕

議長（成吉 暲奎君） 投票用紙、配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） それでは記入してください。記入をしましたら順次投票してください。

〔議員投票〕

議長（成吉 暲奎君） 投票の漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで投票を終わります。

では、開票をお願いいたします。立ち会い人の方はお願いいたします。

〔開票〕

議長（成吉 暲奎君） それでは、投票の結果を報告いたします。投票総数18票、有効投票18票、無効投票ゼロ票、有効投票のうち同意17票、不同意1票、よって、議案第32号の築上町固定資産評価審査委員会委員に小野俊明氏を同意とすることに決定いたしました。

日程第33、議案第33号の築上町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。吉留総務課長。

総務課長（吉留 正敏君） 議案第33号築上町固定資産評価審査委員会委員の選任について、築上町固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めます。平成21年3月6日提出、築上町長新川久三。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第33号も、築上町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

もう1名の方は、住所が築上町大字築城162番地、織田淳子さん、生年月日が昭和35年9月17日ということでございます。なお、固定資産評価審査委員会の中で女性の採用は私は初めてじゃないかなと思っております。男女共同参画等々の要請もございまして、各種委員さんに女性、ぜひ加えていただきたい、その観点もございまして、で織田さんも非常に熱心な方ございまして、非常にこの懸案の事項は片づけていただけるものということで信じて、一応、議案として出した次第でございます。よろしくお願いを申し上げます。

議長（成吉 暲奎君） ただいま説明がありましたように、築上町固定資産評価審査委員会委員の選任について、議会の同意を求めます。

ただいまの出席議員は19人です。

次に、立ち会い人の指名を行います。（発言する者あり）どうぞ。

議員（15番 平野 力範君） その委員さんに関しまして、私は存じあげないんで、少しでも知識を得たいと思いますので、この委員さんの職歴の中に、不動産とか税の関係の経歴ございませんので、こういう関連の、もちろん十分にせろという上での推薦なのか、この辺を伺いたい。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 不動産の関係はございませんけれども、非常に誠実な方で、御存じだと思いますけど、いつも議会傍聴等も来ていただいております。

そういうことで、すべての件について、本当に物事を前向きに考えていただけるというふうなことでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（成吉 暲奎君） それでは進めます。

ただいまの出席議員は19人です。

次に、立ち会い人の指名を行います。会議規則第32条第2項の規定により、投票立ち会い人に9番、有永義正議員、10番、田村兼光議員を指名いたします。

では、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

議長（成吉 暲奎君） 念のため申し上げます。投票は無記名投票とします。任命に同意の方は

同意に 印を、不同意の方は不同意に 印をつけてください。どちらとも判明しがたいものは、あるいは白票は不同意とみなします。

投票箱の点検をお願いいたします。田村 終わりましたか。そうですか。

では、投票用紙を配付してください。（発言する者あり）

〔投票用紙配付〕

議長（成吉 暲奎君） このまま進めます。投票用紙の配付の漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） それでは記入してください。記入しましたら順次投票してください。（発言する者あり）投票してください。

〔議員投票〕

議長（成吉 暲奎君） 投票漏れはありませんか。（発言する者あり）

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで投票を終わります。

では、開票を行います。立ち会い人の方はお願いいたします。

〔開票〕

議長（成吉 暲奎君） それでは、投票の結果を報告いたします。投票総数18票、うち有効投票18票、無効投票ゼロ票、有効投票のうち同意16票、不同意2票、よって、議案第33号の築上町固定資産評価審査委員会委員に織田淳子氏を同意とすることに決定いたしました。

〔議場開鎖〕

議長（成吉 暲奎君） ここで、議案に対する資料要求があればお手元に配付しております様式により事務局まで申し出てください。これで資料要求を終わります。

なお、一般質問の締め切りは本日の午後3時とまでをいたします。質問される方は時間厳守で提出願います。

また、所管委員会以外の議案質疑を希望される議員は、お手元に配付の様式で事務局まで提出してください。議案以外の受け付けは不可といたします。

・

議長（成吉 暲奎君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

これで散会いたします。御苦労さまでございました。

午前11時50分散会